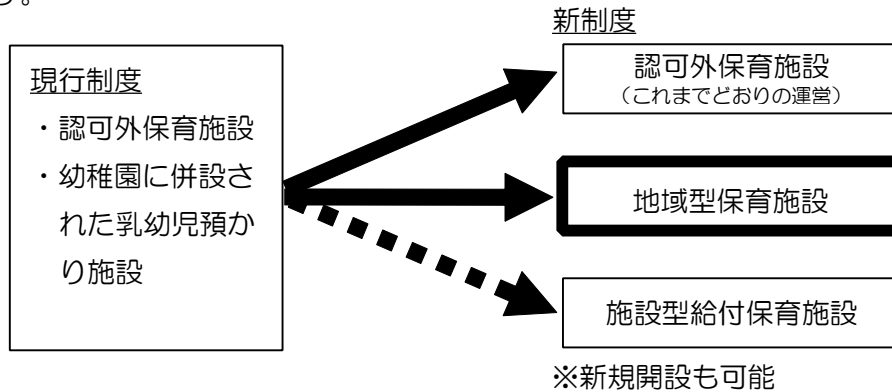


## 小規模保育事業等について

### ■1 新制度へ移行する場合の選択肢

子ども・子育て支援新制度が始まると、これまでにない、新たな形態の保育が創設されます。



### ■2 地域型保育事業とは

地域型保育事業には、以下のような特徴があります。

|        | 認可保育所 | 地域型保育施設                |
|--------|-------|------------------------|
| 定員     | 20人以上 | 19人以下（事業所内保育所のみ20名以上可） |
| 認可権者   | 北海道   | 市                      |
| 運営費補助等 | 委託料   | 地域型給付                  |

地域型保育事業は、大きく4つに分類されます。

|           |                                   |
|-----------|-----------------------------------|
| 小規模保育事業   | 比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施 |
| 家庭的保育事業   | 家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施      |
| 事業所内保育事業  | 企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施     |
| 居宅訪問型保育事業 | 住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施   |

### ■3 利用者について

主に3号認定を受けた乳幼児（保育が必要な0～2歳）

※現在入所中の乳幼児には経過措置を設ける予定

### ■4 地域型保育施設の保育料

市が、今後、国が示す基準額を上限に決定し、国から示される基準額は、認定区分（1号～3号）毎に所得に応じた額となります。施設給付型施設と地域給付型施設での差はない見込みです。

ただし、市が両者に異なる額を設定することも可能であり、詳細は今後検討します。

## ■5 認可と確認について

施設を運営し給付（補助金）を受けるためには、開設前に「認可」と「確認」という2つの手続きが必要です。これらは、どちらも市が行います。

- ・認可 認可基準を満たしているか（主にハード面）  
内容については別紙 1（パブリックコメント実施中につき、変更の可能性有）
- ・確認 運営基準を満たしているか（主にソフト面）  
内容については別紙 2（パブリックコメント実施中につき、変更の可能性有）

給付対象になると運営費が補助される一方、様々な責務が課されます。例として、次のようなものがあります。

- ・正当な理由がなければ、利用申込を拒めない
- ・定員を超える申込があった場合、公正に選考する
- ・各種情報の報告・公表
- ・対象施設の地位を辞退する場合に、予告期間や利用者が引き続き保育を受けるための調整が必要

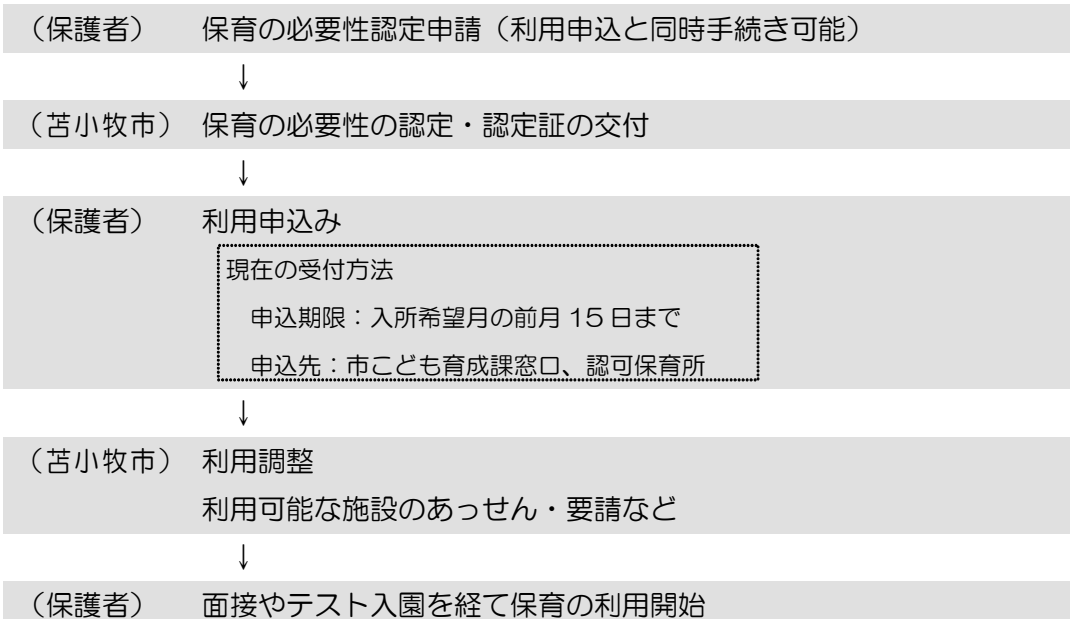
## ■6 地域型保育施設関連のスケジュール

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 平成26年9月議会<br>(9月中旬頃?) | 地域型保育施設の認可基準、運営基準を条例で制定                   |
| 平成26年10月頃<br>～        | 認可申請<br>確認申請<br>(開設の3か月程度前までの申請が必要と思われます) |
| 平成27年4月～              | 開設<br>これ以降いつでも移行可能                        |

※平成27年4月以降はいつでも移行可能

## ■7 地域型保育施設の利用の流れ

認可保育所を利用する場合と同様の手続きが必要となります。



## ■8 公定価格について

施設の運営に要する費用については、今後国から公定価格という形で示されます。施設は利用者から保育料を徴収し、公定価格から保育料を差し引いた額を毎月市に請求します。

そして、翌月、請求額が市から施設へ支払われます。（保育料と市が支払う給付額の合計が公定価格となる）

6月に国から公定価格の仮単価が示されており、給付額の目安を知ることができます。額の算出方法の詳細については、このあとご説明します。

